KPMG あずさ監査法人

SSBJ、温対法に基づく温室効果ガス排出の開示に関する実務対応基準を最終化

サステナビリティ基準委員会（SSBJ）は、2026年6月11日、サステナビリティ開示実務対応基準第1号「温対法におけるSHK制度の定める方法により測定し報告する温室効果ガス排出を用いて『気候基準』の定めに従う場合の開示」を公表しました。

SSBJ　サステナビリティ　気候関連

News

- **温対法（※1）に基づく温室効果ガス（GHG）排出を用いて気候基準（※2）の定めに従った開示を行う場合**、追加の調整（期間調整は除く）は行わず、次のように開示することが求められます。

  （1）温対法に基づく**直接排出**を**スコープ1 GHG排出**として開示する

  （2）温対法に基づく**間接排出**を**マーケット基準によるスコープ2 GHG排出**として開示する

  （3）（2）に係る「活動量」に、「環境大臣及び経済産業大臣が公表する平均的な排出係数」を乗じて算定したGHG排出量を**ロケーション基準によるスコープ2 GHG排出**として開示する

（※1）地球温暖化対策の推進に関する法律における「温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度」

（※2）サステナビリティ開示テーマ別基準第2号「気候関連開示基準」

Background

- 気候基準では、GHG排出の測定に関して、法域の当局等が「GHGプロトコル（2004年）」とは異なる方法を用いることを要求している場合、当該方法を用いることを可能とする容認規定を設けています。
- 当該容認規定を適用し、わが国の**温対法に基づくGHG排出を用いて気候基準の定めに従った開示を行う場合**に、解釈上見解が分かれている論点について明確化を図るため、本実務対応基準が公表されました。

Insight

- 公開草案の内容から要求事項におおむね変更はありませんが、実務上重要な点が明確化されています。特に測定範囲や測定方法などに関する**「GHGプロトコル（2004年）」との差異について追加調整が不要とされ**、温対法の数値をそのまま活用できることが明確化された点がポイントです。
- 実務対応基準は、他のSSBJ基準と同様に**規範性のある文書**であり、「温対法に基づくGHG排出を用いて気候基準の定めに従った開示を行う場合」には必ず従う必要があります。
- このため、温対法に基づくGHG排出を用いてスコープ2 GHG排出の開示を行う場合には、マーケット基準による開示（上記（2））とロケーション基準による開示（上記（3））の両方が必須となる点に留意が必要です。

© 2026 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.
Document Classification: KPMG Public

SSBJは、2026年6月11日に以下の実務対応基準を公表しました。

- サステナビリティ開示実務対応基準第1号「温対法におけるSHK制度の定める方法により測定し報告する温室効果ガス排出を用いて『気候基準』の定めに従う場合の開示」（以下「本実務対応基準」）

1. 本公開草案公表の経緯

気候基準では、法域の当局または企業が上場する取引所（以下「法域の当局等」という。）が、企業のGHG排出を測定するうえで「温室効果ガスプロトコルの企業算定及び報告基準（2004年）」（以下「GHGプロトコル（2004年）」）とは異なる方法を用いることを要求している場合、当該方法を用いることを可能とする容認規定が設けられています（気候基準第49項ただし書き）。また、気候基準の結論の背景では、わが国の温対法に基づくGHG排出の報告は、これに該当すると考えられるとされています（気候基準BC125項）。

しかし、温対法に基づくGHG排出を用いて「気候基準」の定めに従った開示を行う場合に、以下の3つの点について、実務上の解釈が分かれているとの懸念が寄せられました。

本実務対応基準は、これらの論点について明確化を図るものです。

【見解が分かれている論点】

- GHG排出の開示にあたり、基礎排出量と調整後排出量のいずれを基礎とするのか。
- 温対法に基づく間接排出に係る「活動量」に、「環境大臣及び経済産業大臣が公表する平均的な排出係数」を乗じる方法により測定したロケーション基準によるスコープ2 GHG排出に相当するものは、「気候基準」第49項ただし書きに定める「GHGプロトコル（2004年）」とは異なる方法を用いることを要求している場合に該当するか。
- 温対法に基づく間接排出について、「気候基準」第54項ただし書きに従い、マーケット基準によるスコープ2 GHG排出に含めて開示する場合、ロケーション基準によるスコープ2 GHG排出についても、同じ活動量を用いて算定し開示する必要はあるか。

© 2026 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.
Document Classification: KPMG Public

2. 本実務対応基準の概要

①適用範囲

本実務対応基準は、温対法におけるSHK制度の対象となっている企業が、「気候基準」第49項ただし書きの取扱いを選択し、企業の全部または一部について、**温対法に基づくGHG排出を用いて、「気候基準」の定めに従った開示を行う場合**(※1)**に適用**することとしています（本実務対応基準第2項）。

そのため、温対法におけるSHK制度の対象となっている企業であっても、「GHGプロトコル（2004年）」に従って、温対法に基づくGHG排出を基礎として調整計算を行う場合は、適用範囲に含まれません（本実務対応基準第3項）。

（※1）企業が**温対法以外の法域の当局等が要求する方法を用いて「気候基準」に従った開示を行う場合は本実務対応基準の適用範囲に含まれず、個別に判断する必要**があると考えられることが明確化されている（本実務対応基準BC9項）。

②基礎排出量と調整後排出量のいずれを基礎とするか

GHG排出の開示にあたり、基礎排出量と調整後排出量のいずれを基礎として用いるのかについては、比較可能性を確保する観点から、**「GHGプロトコル（2004年）」の測定方法との親和性が高いと考えられる「基礎排出量」を基礎として用いる**こととされています（本実務対応基準第4項（3）および（4））(※2)。

（※2）任意の参考情報として、基礎排出量の開示とあわせて調整後排出量および調整項目を開示することができると考えられており（本実務対応基準BC22項）、本実務対応基準では設例が示されている。

③ロケーション基準によるスコープ2 GHG排出の開示

温対法では、ロケーション基準によるスコープ2 GHG排出に相当する報告は要求されていませんが、温対法に基づく**間接排出に係る「活動量」に、「環境大臣及び経済産業大臣が公表する平均的な排出係数」を乗じて算定したGHG排出をもって算定することが可能**です。

本実務対応基準では、**温対法の定める方法により測定し報告するGHG排出は、「気候基準」が定めるスコープ1 GHG排出およびスコープ2 GHG排出に相当する**と考えられるとの判断を明確にしたうえで（本実務対応基準BC13項およびBC14項）(※3)、温対法に基づくGHG排出を用いて気候基準の定めに従った開示を行う場合には、以下の図表のとおり開示することを要求しています。

（※3）なお、気候基準第49項ただし書きの取扱いを選択するにあたって、一般的には、法域の当局等が要求する方法ごとに、当該方法が気候基準が定めるGHG排出の開示のうち、どの部分に相当する開示を要求しているのかを判断する必要があることが示されている（本実務対応基準BC12項）。

© 2026 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.
Document Classification: KPMG Public

開示要求項目	基準番号
企業の全部または一部について、**温対法に基づくGHG排出を用いて、「気候基準」の定めに従った開示を行う場合、次のように開示しなければならない。** （スコープ1 GHG排出） • 温対法に基づく**直接排出**について、追加の調整（※4）（期間調整を除く。以下同じ。）をせずに、**スコープ1 GHG排出**に含めて開示する （スコープ2 GHG排出） i. 温対法に基づく**間接排出**について、追加の調整をせずに、**マーケット基準によるスコープ2 GHG排出**に含めて開示する ii. 温対法に基づく**間接排出に係る「活動量」**に、**「環境大臣及び経済産業大臣が公表する平均的な排出係数」を乗じて算定したGHG排出**について、追加の調整をせずに、**ロケーション基準によるスコープ 2 GHG排出**に含めて開示する	本実務対応基準第7項
（留意点）	
• 本実務対応基準第7項の定めは、スコープ**1 GHG**排出およびスコープ**2 GHG**排出のいずれかのみに適用することもできる。ただし、この場合には、これらのいずれに適用しているかを開示しなければならない。	同第7項、第8項およびBC34項
• 本実務対応基準を適用してスコープ2 GHG排出を開示する場合には、ロケーション基準によるもの（上記ⅱ）とマーケット基準によるもの（上記ⅰ）の**両方を開示**することが求められる。温対法の枠組みで算定したロケーション基準によるスコープ**2 GHG**排出（上記**ii**）のみを開示することは認められない。	同BC24項～BC31項
• 気候基準では、GHG排出の測定方法の開示を求めており（気候基準第63項）、本実務対応基準に従い開示したGHG排出について、それぞれの測定方法を具体的に開示することが必要となる（本実務対応基準では参考として設例が示されている）。	同BC32項

（※4）公開草案に対して寄せられたコメントでは、温対法の定める方法と「GHG プロトコル（2004年）」との間の測定範囲や測定方法の差異のうち、追加調整すべきものがあるのではないかという意見があったが、追加調整は不要であることが明確化されている（以下、同様）。

© 2026 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.
Document Classification: KPMG Public

3. 適用時期及び経過措置

①適用時期

本実務対応基準は、**2027年3月31日以後終了する年次報告期間から適用**されます。また、2027年3月31日より前に終了する年次報告期間からの**早期適用も可能**ですが、この場合にはその旨を開示する必要があります（本実務対応基準第11項）。

②経過措置

本実務対応基準を適用する最初の年次報告期間において、前報告期間に温対法に基づくGHG排出を用いて開示していた場合には、実務上不可能である場合を除き、本実務対応基準の規定を適用していたものとして、比較情報（前報告期間に開示したGHG排出の開示）の更新を求める経過措置が設けられています（本実務対応基準第12項および第13項）。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人
azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査したうえで提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2026 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

Document Classification: KPMG Public